

仙台市地域生活支援拠点モデル事業について（実施状況の報告）

1 地域生活支援拠点モデル事業について

（1）事業の目的

居住支援や緊急対応の体制確保及び、事前登録やこれを契機とする予防的な関わりを通じて、障害児者が地域のなかで孤立することなく住み慣れた環境で暮らし続けられる体制を整備すること。

（2）モデル事業において地域生活支援拠点が担う役割

本市における地域生活支援拠点は、緊急事態が発生しないよう、予防的な取組みに力点を置くこととし、以下が主な役割である。ただし、地域生活支援拠点が単独で担うのではなく、地域の支援機関と協働のうえ実施する。

- ・ コーディネート（対象者の事前登録，支援プランの作成，体験利用，緊急受入れの相談，緊急受入れのコーディネート）
- ・ 緊急用居室等確保
- ・ 緊急受入れ機関のネットワーク形成

2 モデル事業者選定について

平成 30 年 4 月 1 日現在において、仙台市内で障害者総合支援法第 79 条第 2 項に規定する障害福祉サービス事業所（指定特定相談支援事業を実施している者及び平成 30 年度内に実施予定の者）を運営している社会福祉法人等を主な資格要件として、募集要項等の説明会を行った後、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行った。その結果、平成 30 年 10 月 1 日付で特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンターと委託契約を締結し、モデル事業を開始した。

3 事業内容について

モデル事業開始にあたり、これまでの議論の経過を基に、「事前登録及び予防的関わりを進める重点対象」、「事前登録及び予防的関わりの開始までの流れ」、「緊急受入れのコーディネート」について、整理を行った。

今年度のモデル事業では、主に青葉区在住の障害児者を事前登録及び予防的関与の対象とする。一方、緊急受入れのコーディネートに関する相談は全市を対象とする。

（1）事前登録及び予防的関わりを進める重点対象

重点対象を「障害児及び障害者（原則、障害者手帳所持者または支給決定を受けた者）で、従来の支援体制では対応しきれないケース」とし、優先的に事前登録及び予防的関わりを進めていくこととする。従来の支援体制では対応しきれないケースとして、セルフケ

アの力が乏しかったり，家族など周囲のサポートも弱いため，相談支援につながりにくい障害児者を想定する。

（２）事前登録及び予防的関わりの開始までの流れ

通常ของทีม支援では支援上の困難さがあり，緊急事態の発生が想定されることから予防的介入が必要な場合等，地域生活支援拠点コーディネーターが参画することで，より適切な支援が可能となるとチームで判断したときに事前登録することとする。その流れは，図1の通りである。

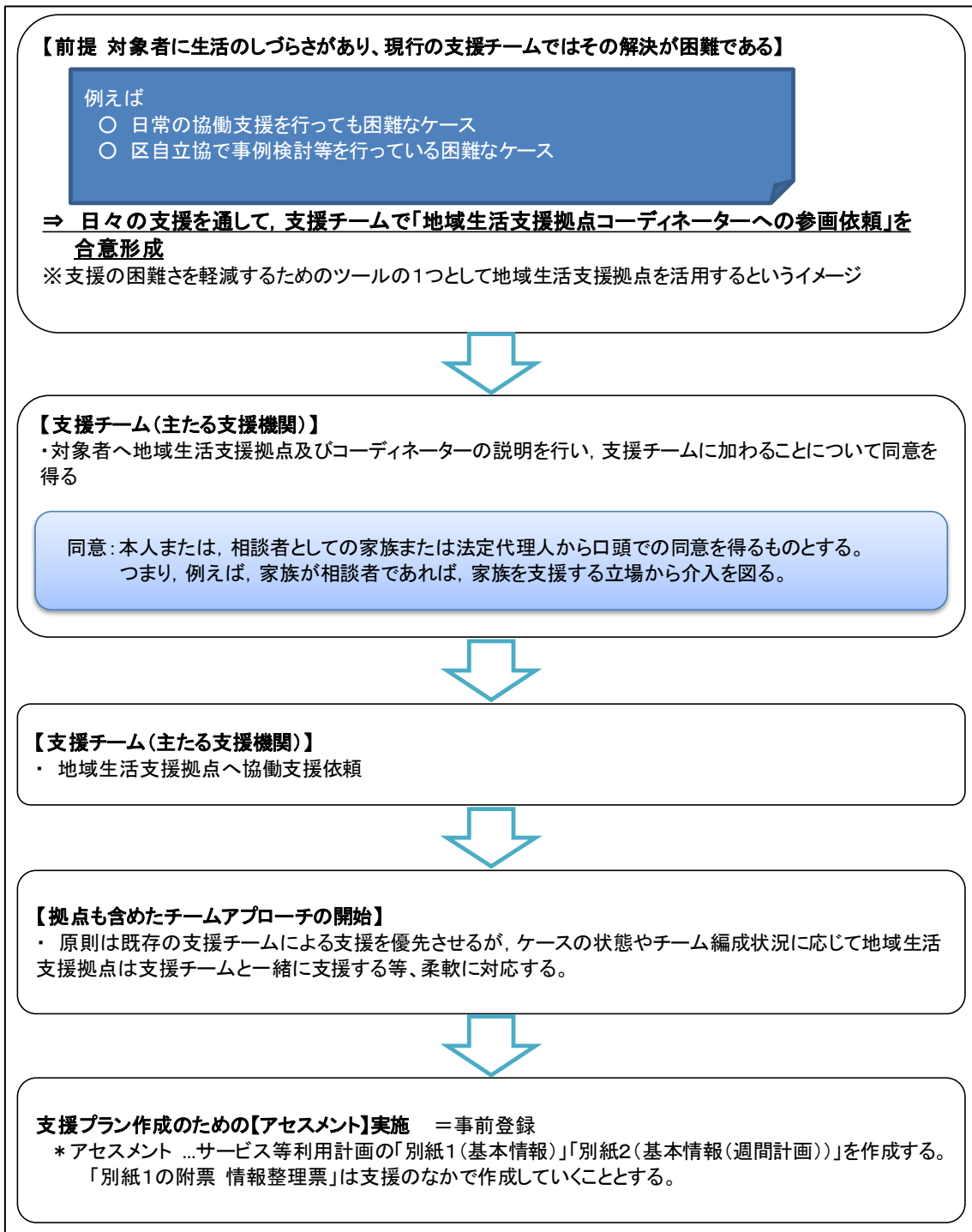


図1 地域生活支援拠点 事前登録及び予防的関わりの開始までの流れ

(3) 緊急受入れのコーディネートについて

① ネットワーク構築に向けた取組み

平成29年度、仙台市障害者自立支援協議会の地域生活支援拠点等検討部会において、緊急時対応の実態把握のための調査を行った。そのなかで、緊急受入れ機関である短期入所事業所及びレスパイト事業者による、緊急受入れの対応状況を把握した。ほとんど

の事業所では、その事業所を継続利用している利用者については緊急受入れを行う一方、新規利用者の緊急受入れは1事業所あたり年に0から2名にとどまっていた。その背景としては、利用枠が継続利用者で占められていたり、人員体制上の課題があること、また、新規利用者への支援方法が分からないことにより適切なケアが提供できないと判断していることなどがあると考えられる。

地域生活支援拠点等検討部会検討結果報告書（平成30年3月）では、緊急受入れを担う事業所間のネットワーク構築を進めていくことが示されており、最終的な到達目標は「輪番制による緊急受入れ体制の構築」であるが、各事業所が緊急時に対応できるようになるには、上記のような課題を解決する必要がある。昨年度の調査結果を参考に、各短期入所事業所の運営状況を含めた受入れ実態及び、緊急時受入れの条件等について把握するため、現在、短期入所事業所を順次、訪問している。

②緊急時の受入れについて

相談支援機関が緊急時の相談を受けた際には、対象ケースと受入れ施設のマッチングを行い、受入れ施設が見つからない場合には、地域生活支援拠点で受入れを行う。緊急受入れに係る一連の支援について、地域生活支援拠点は既存の相談支援機関と共に行うことを原則とする。今後の方針についての検討などの受入れ後の支援においても、既存の相談支援機関が主となり支援を行い、必要に応じて地域生活支援拠点も参画する。（緊急受入れの流れについては図2参照）

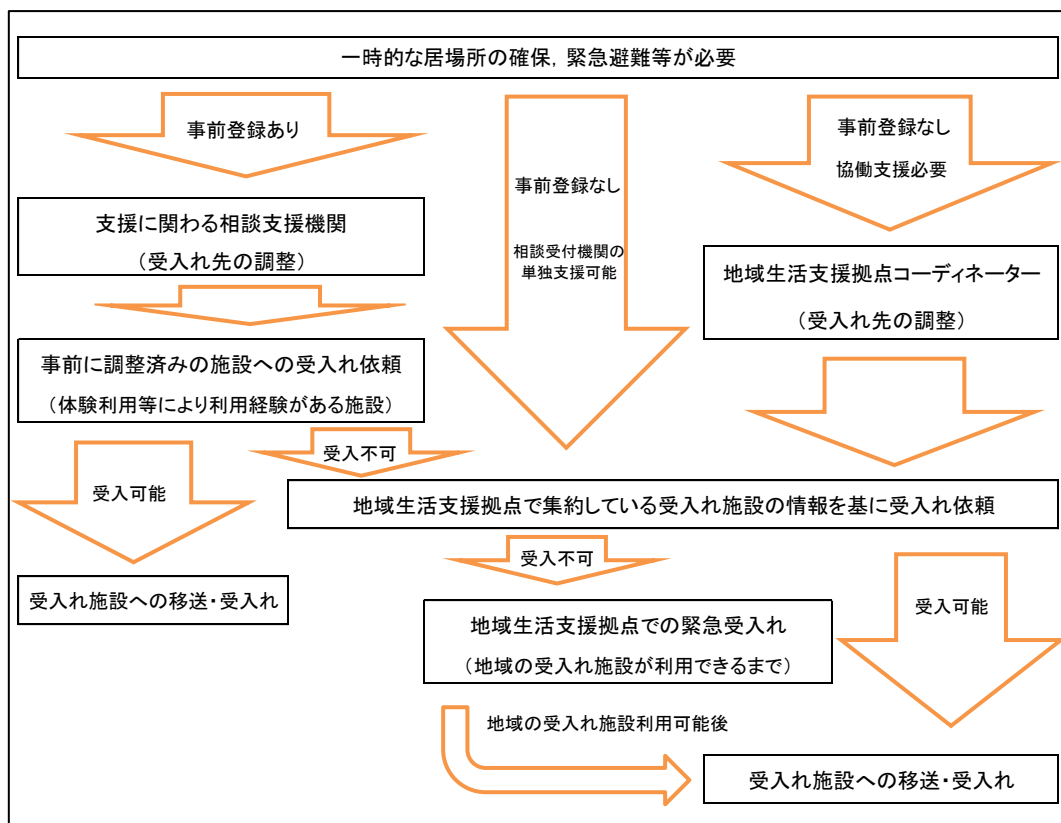


図2 緊急受入れの流れ

4 「(仮) 地域生活支援拠点運営会議」の設置について

地域生活支援拠点モデル事業におけるコーディネート業務の実施状況（相談件数，緊急対応件数，支援プラン作成件数），緊急用居室の運用状況及び緊急受入れ機関のネットワーク形成に向けた取り組み状況などを検証し，（相談）支援システム全体における地域生活支援拠点の役割や，全市展開するにあたっての課題の整理を進めることを目的に設置する。

委員構成は，平成 27～29 年度に開催した市障害者自立支援協議会の地域生活支援拠点等検討部会での検討内容を踏まえつつ，普段の緊急時支援や予防的関わりの実践経験に立脚し，実効性の高いシステムを構築すること，また，今後の緊急受入れ機関のネットワークの形成にも役立つ観点から，地域生活支援拠点等検討部会委員のうち，相談支援や緊急受入れに精通した委員により構成する。